

令和 7 年度 本宮市地域おこし協力隊 募集要項

本宮市は福島県のほぼ中央に位置し、東部には阿武隈山系の岩角山、高松山、岳山などの山々や丘陵地が、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山々が横たわり、町の中央部を阿武隈川が宮城県に向けて流れ、その支流である多くの河川を有している、水と緑に囲まれた自然豊かなまちです。

気候は太平洋式気候に属しますが、安達太良山系の背後に位置するため、年間を通して比較的温暖な気候です。

交通アクセスが良好な地域であり、自動車では東北自動車道本宮インターチェンジを有するとともに、5 つのインターチェンジと近接するなど、恵まれた立地条件にあります。本宮インターチェンジから東京都まで約 250 キロメートル、仙台市まで約 110 キロメートル、新潟市まで約 150 キロメートル、いわき市まで約 100 キロメートルの距離にあるほか、福島空港へ約 40 キロメートルの距離にあり、鉄道については、ほぼ中央部をJR東北本線が南北に走っており、本宮駅・五百川駅の 2 つの駅があります。また、東北新幹線郡山駅まで本宮駅から電車で 16 分程度と、その利便性の向上が期待されています。

そんな本宮市ですが、市の東部にある白沢地域については、たくさんの魅力があるものの人口減少が進んでいることが課題となっています。対策の一つとして移住・定住人口の増加を目的とし、まずは地域を知ってもらう、そして来てもらうためのプロモーションの一環として、令和 6 年 4 月より「本宮市しらさわファンクラブ」を設立しました。

SNS での情報発信や、地域・首都圏のイベントに参加しての PR を実施し、令和 7 年 4 月には初めてファンクラブ主催のモニターツアーを企画、実施するなど、積極的に活動を展開してきました。

今回、「本宮市しらさわファンクラブ」のさらなる発展と、目標である関係・交流人口の増加を加速させるため、本市で「初」となる地域おこし協力隊の募集を行うこととしました。私たちと一緒に、『新たな視点』と『自由な発想』で積極的に取り組んでくれる意欲のある方をお待ちしております。

1. 募集要項

1 名

2. 業務概要

本宮市しらさわファンクラブの情報発信に関する活動

4. 募集対象

次の要件をすべて満たす方

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日時点で20歳以上の方
- (2) 応募時点で3大都市圏内の都市地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部)または、政令指定都市(条件不利地域を除く)または、3大都市圏内の一部条件不利地域に居住している方で、委嘱後、本宮市に住民票を異動して居住できる方
※地域要件に当てはまるか不明な方はお問い合わせください
ただし、以下の方については、特例が適用されます
地域おこし協力隊員(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)であった方
語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JET プログラム」という。)を終了した方(JET プログラム参加者としての活動2年以上、かつ JET プログラムを終了した日から1年以内)
- (3) 地域活性化に意欲があり、地域住民と協力して活動できる方
- (4) 普通自動車免許を取得している方
- (5) パソコン・携帯電話等の情報通信機器を使用でき、Word・Excel・PowerPoint・SNS 等を活用できる方
- (6) 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- (7) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (8) 委嘱期間を全うする意思のある方
- (9) 隊員としての委嘱期間終了後も本市に定住する意思がある方
- (10) 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

5. 勤務地

本宮市内(市外での活動もあり)

6. 勤務条件

- (1) 任用形態 本宮市会計年度任用職員
- (2) 任用期間 任用日から任用した年度の年度末まで
(任用日から通算して最長 3 年まで延長可能)
※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (3) 勤務時間 原則、月曜日～金曜日 8時30分～17時00分を基本とします。
※祝日及び年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)は除きます。

- (4) 給与 月額 185,129 円(賞与年 2 回)
※社会保険料の本人負担額が差し引かれます。
- (5) 休暇 年次有給休暇:雇用期間に応じて 1 年度につき最大12日付与
- (6) 福利厚生 任期期間中の住居は本宮市で用意します。(光熱水費は自己負担)
社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)等に参加します。
活動時は公用車を使用できます。
事務所で使用するパソコンを貸与します。
兼業届を提出すれば、一定の条件のもと、兼業可能です。
- (7) その他 服務規程(職務専念義務や守秘義務)が適用されます。
職務に当たり、地方公務員法第 30 条から第 38 条が適用されます。
地方公務員法第 29 条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分とし
戒告・減給・停職または免職の処分を受けます。

7. 応募手続

- (1)受付期間 令和 7 年 5 月20 日(火)～令和 7 年 9 月30日(火)
- (2)申込方法 必要書類を持参、郵送、メールにて送付してください。
- (3)提出書類 ①本宮市地域おこし協力隊申込用紙
※メールでの送付の場合、写真については別にデータを送付してください。

(提出先)

○持参の方

本宮市役所 市民部 白沢総合支所 地域支援係

○郵送の方

〒969-1292

福島県本宮市白岩字堤崎 494-22

本宮市役所 市民部 白沢総合支所 地域支援係 宛

○メールの方

本宮市役所 市民部 白沢総合支所 地域支援係

shisho-chiiki@city.motomiya.lg.jp

8. 選考

(1) 第1次選考(書類審査)

書類審査の上、応募受付終了後 1 週間を目途に応募者全員に審査結果を文書で通知します。

また、併せて申込用紙に記載いただいたメールアドレスにお送りします。

(3) 第 2 次選考(面接審査)

第 1 次選考合格者を対象に第 2 次選考を実施します。詳細の日程等については、第 1 次選考合格者に連絡します。

※第 2 次選考については、オンラインでの対応も可とします。

※応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

9. 問い合わせ先

本宮市役所 市民部 白沢総合支所 地域支援係

〒969-1292 福島県本宮市白岩字堤崎 494-22

TEL:0243-44-2111(直通) Email:shisho-chiiki@city.motomiya.lg.jp